

文化財調査委員会

調査目録及び解題

曹洞宗文化財調査委員会

No. 380

四七四 秋田118 禅林寺(続) にかほ市院
内字城前七五(令和元年九月二日)

〈文書〉

131 「御触写」 状一通(前欠)
以下の御触を巻紙に写す。

- (1) 御触
天保八年(一八三七)三月。天保八年二月一九日に起こった大塩平八郎(一八三七没)の乱を起こした、大坂町奉行組与力大塩平八郎他五名の人相書。前欠のため、大塩平八郎、大塩格之助の部分を書く。『御触書天保集成』六四一一に所収。

(2) 御触
天保八年三月。前項と同じく大塩平八郎

の乱に荷担した、大坂玉造口御定番組与力大井傳次兵衛悻の大井岩太郎事大井正一郎及び大坂町奉行組同心河合善太夫悻の河合郷左衛門の人相書。『御触書天保集成』六四一三に所収。

(3) 関三利達書

天保八年三月、禅林寺宛。右公儀よりの御触を支配下寺院に残らず相触れるべきこと。

132 「御両殿御法事并開山世代例年涅槃忌献立記等」 横帳一冊(一部欠)

以下(1)~(5)を一綴。

- (1) 「千光院様百五拾回忌等相当御法事諸般記」 横帳一冊

役寮代賀山筆記 文政九年(一八二六)

六月一日□日

千光院は仁賀保千石家当主仁賀保誠次(一六七七没)。百五十回忌法要にあつての献立及び法要の次第の覚書。

- (2) 感得院様七回忌御法事記 横帳一冊
賀祥山役寮龍胤記 文政一〇年(一八二七)五月二〇日

感得院は仁賀保二千石家当主仁賀保孫九郎誠胤(一八二一没)。七回忌法要の覚書、献立とともに御布施割、買物代払などの出入金の明細を記す。

- (3) 「隆恭院様百回忌・感得院様十三回忌」御法事諸般筆記 横帳一冊
守塔寮太観記 天保四年(一八三三)五月二〇日

隆恭院は仁賀保二千石家当主仁賀保帯刀誠胤（一七三四没）。十三回忌法要の覚書、献立とともに御布施割、買物代払などの出入金の明細を記す。

(4) 感得院様十七回忌諸般記 横帳一冊

役寮惠宗記 天保八年（一八三七）五月

二〇日

十七回忌法要の献立、御霊前備物、買物調方払方、御布施割の詳細を記す。

(5) 大定院様三十三回忌御法事諸般控 横帳一冊

守塔寮大観記 天保六年（一八三五）八

月初二

大定院は仁賀保千石家当主仁賀保大膳誠善（一八〇三没）。三十三回忌の準備から法要修行までの覚書、買調物証文寛、御布施割、献立等を記す。

133 「御触写」 状一通（前欠）

以下の御触を巻紙に写す。

(1) 御触

天保八年（一八三七）五月。百姓町人が売荷物を宮門跡、公家などの家柄の荷物と偽り、飛脚荷とすることを禁する旨。『御触書天保集成』五五八二に所収。

(2) 御触

天保八年六月。油の売り捌きを改め、従来までの霊岸嶋油寄所を取り払い、直接問屋並びに問屋並に売り渡す旨。『御触書天保集成』六一四一に所収。

(3) 御触

天保八年七月。金吹替につき、慶長以来金位異同あるも世上に通用するにあたっては小判一枚に付き五両として通用すべきとし、同年八月に鑄造される天保五両金を一両に付き、五分目方を減ずる旨。『御触書天保集成』六〇二五に所収。

(4) 御触

天保八年七月。古金銀引替えにあたっての手当を、従来まで一〇〇両に付き銀五分ずつとしていたのを一〇両に変更するので、本年一〇月までに引替えを求める旨。『御触書天保集成』六〇二四に所収。

(5) 御触

天保八年七月。本所中之郷横川町別段古銅吹所甚兵衛より。諸国の銅山で銅を精錬するとき排出される不純物である鍔（捨からみ銅）などをつかって三カ年吹立を行う旨。『御触書天保集成』六〇二二に所収。

(6) 御触

天保八年七月九日。脇坂中務大輔（播磨龍野藩主、脇坂安董（二八四一没））を御



〈文書〉 131 (1) 御触（前半部）

本丸勤(老中)に任じ、堀田備中守(下総佐倉藩主、堀田正睦へ一八六四没)を西丸老中に任じ加判に列する旨。

(7) 御触

天保八年七月二〇日。間部下総守(越前鯖江藩主、間部詮勝へ一八八四没)を大坂御城代とし、阿部能登守(陸奥白河藩主、阿部正瞭へ一八三八没)を寺社奉行に任ずる旨。

(8) 口達之覚

天保八年八月。吉姫様御逝去に付き、御機嫌伺に及ばずとの旨。吉姫は將軍徳川家慶(一八五三没)の娘。『御触書天保集成』四一八七に所収。

(9) 御触

天保八年八月。松平伊豆守(三河吉田藩主、松平信順へ一八四四没)を老中に任じ加判に列する旨。

(10) 御触

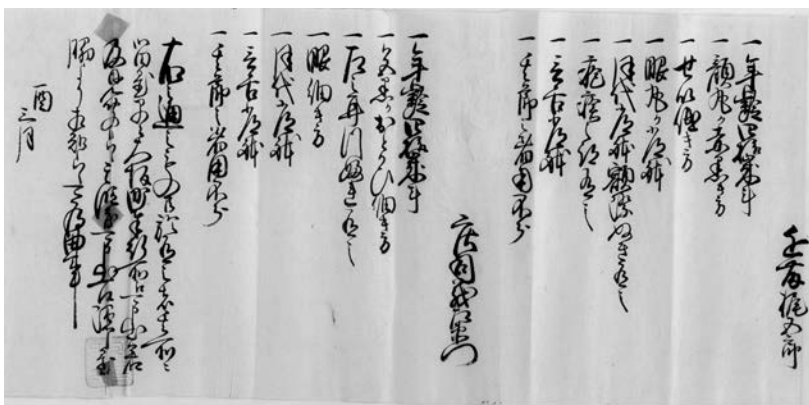
天保八年八月。来月二日に將軍宣下および官位の御転任御兼任がある旨。徳川家慶の將軍・源氏長者の宣下と左大臣への転任のこと。

(11) 御触

天保八年八月。徳川右衛門督、中納言に任じられ向後、田安殿あるいは田安中納言殿と称する旨。徳川右衛門督は、田安徳川家四代の徳川斉荘(一八四五没)。また大納言殿(田安徳川家三代の徳川斉匡へ一八四八没)は田安大納言と称すべき旨。『御触書天保集成』五四〇五に所収。

(12) 御触

天保八年八月。昨年より触出したる東海道筋大井川、天龍川、安倍川、富士川、相模川並びに信州千曲川、犀川通、及び関東筋、利根川・江戸川・小見川・鬼怒川・荒川・烏川・神流川、下野国稻荷川・大谷川・竹鼻川・渡良瀬川、越後国保倉川・関川・阿賀野川・魚野川・飯田川・信濃川通の河川の国役普請につき、一〇〇石に付き銀二九匁九分ずつ掛かることを記し、幕府領・私領・寺社領の石高に応じた国役金を村々より徴収する旨。当年一〇月までに御代官野田斧吉、井上五郎左衛門方へ案文承け合わせ、同一月晦日までに納むべき旨。また寺社領については別紙帳面に相認め御勘定所へ差出すべきこと。ただし末尾に別紙案文については寺院に必要なく省略



同右(後半部)

する旨の朱書き有り。なお末尾に支配下寺院へ残らず相触れるべき旨の達書有り。

(13) 御触

天保八年九月。酒造について、前年の触の如く三分一とすることを守るべきとし、五年前の酒造米高と減石高を書付として差出すべき旨。『御触書天保集成』六一七〇

に所収。なお末尾に関三利の天保八年一月の達書有り。本御触を支配下寺院へ残らず相触れ、寺社領に酒造人が無い場合もその旨書面にて差出すこととし、特に御朱印地并に御除地の寺院の寺領に酒造人がいる場合は、酒造米高と減石高、更には酒造株の明細を相違なく帳冊の書面に示し差出すべき旨。

134 乍恐以書附奉願上候事 状一通

天保九年（一八三八）三月、陽山寺鑑司秀泉寺外四名より御本録御役寮衆中宛。鉄牛和尚三年前の二月中出奔し、跡席について御願いしていたところ、このたび大砂川龍泉寺の取り成しにより、三義村高昌寺萬貞和尚を後席とする旨、檀家総代連印の上願う旨。陽山寺（にかほ市小国字南野）は当寺末寺で、鉄牛は同寺二世運山鉄牛（一八三八寂）であ

り、萬貞は同寺二世で蚶満寺三〇世、永泉寺三三世となる松壽萬貞（一八五九寂）。

135 奉差上一札之事 状一通

天保九年六月一〇日、龍雲寺義道より禪林寺御役寮宛。拝頭の折に心得違いたことへの詫状。義道は龍雲寺一八世大圓義道（一八六四寂）。

136 乍恐書付を以奉願上候 状一通

天保九年六月晦日（三〇日）、陽山寺より禪林寺御役寮宛。晋山滞りなく相整ったことの感謝とともに、先住鉄牛長老円寂により世代牌を建立したい旨の願。

137 賀祥山禪林寺常什付 一冊

天保九年一〇月退休日。当寺三世仏門洞宗（一八六三寂）代における伽藍および常住物の修造修補新添などの詳細な記録。末尾に

天保一〇年（一八三九）一月の年記で、退休にあたり後席の喝宗和尚（全底、一八六七寂）への引き継ぎ事項などが列記される。

138 「御触写」 状一通（前欠）

以下の御触を巻紙に写す。

(1) 御触

天保一〇年六月二三日。松平上総介卒去により公方様、右大将様には定式半減の御

忌服、大御所様には定式の御矣忌服とのこと。松平上総介は、一代將軍徳川家斉（大御所様）の二〇男で、二代將軍徳川家慶（公方様）の異母弟の石見浜田藩世嗣の松平斉良（一八三九没）。右大将様は後に三代將軍となる徳川家定（家祥、一八五八没）。『幕末御触書集成』九四八

(2) 御触

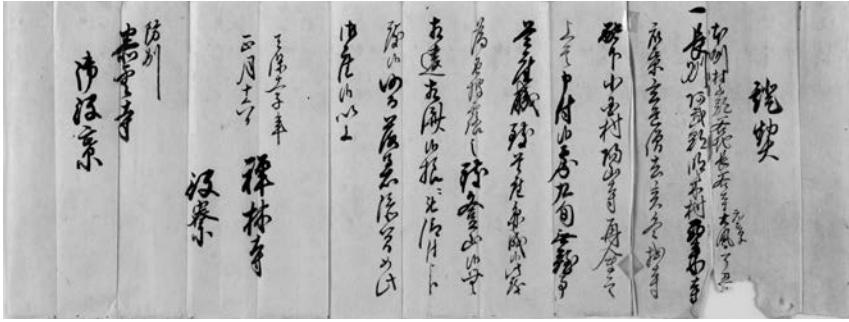
天保一〇年八月七日。暉姫君様、右衛門督殿へ御縁組の旨。暉姫（一八四〇没）は徳川家慶の六女。右衛門督は田安德川家の徳川家頼（一八七六没）。ただし暉姫は翌年の天保一二年（一八四〇）に疱瘡にかかって死去する。

(3) 御触

天保一〇年一〇月二二日。徳川右兵衛殿逝去につき、御機嫌同等に及ばずとのこと。徳川右兵衛については未詳。『幕末御触書集成』九五二に所収。

(4) 御触

天保一〇年八月。昨年より触出したる東海道筋大井川、天龍川、安倍川、富士川、相模川並びに信州千曲川、犀川通、及び関



〈文書〉139 証契（控）

東筋、利根川・江戸川・小見川・鬼怒川・

荒川・烏川・神流川、下野国稲荷川・大谷

川・竹鼻川・渡良瀬川、越後国保倉川・関

川・阿賀野川・魚野川・飯田川・信濃川通

の河川の国役普請につき、一〇〇石に付き

銀二九匁九分ずつ掛かることを記し、幕府

領・私領・寺社領の石高に応じた国役金を

村々より徴収する旨。当年一〇月までに御

代官野田斧吉、井上五郎左衛門方へ案文承

け合わせ、同一一月晦日までに納むべき

旨。また寺社領については別紙帳面に相認

め御勘定所へ差出すべきこと。ただし末尾

に別紙案文については寺院に必要な省略

する旨の朱書き有り。なお末尾に支配下寺

院へ残らず相触れるべき旨の達書有り。

(5) 御触

天保一〇年一〇月一六日。姫君様御誕生

につき、表向には披露されないが、名を万

叙姫様と称する旨。御祝儀に及ぼすとする

内容。万叙姫は將軍徳川家慶の一〇女。

『幕末御触書集成』六三四に所収。

(6) 関三利達書

旨。

139 証契（控） 状一通（一部欠）

天保一二年（一八四〇）正月一六日、禪林

寺役寮より防州泰雲寺御役寮宛。長州阿武郡

明木村西来寺衆寮玄道、去冬当寺配下の小国

村陽山寺再会にて首座職をつとめたことを証

する。泰雲寺は山口市下小鯖にあり、長門の

僧録。西来寺は山口県萩市大字明木に所在

し、玄道は同寺一四世徹性玄道（一八五七

寂）。

140 奉願上候御事 状一通

天保一二年五月八日、陽山寺旧命方貞外一

名より禪林寺御役寮中宛。転住にあたり新命

住職に伽藍相続したので伽藍二物を本寺へ差

出す旨。万貞は陽山寺二世松壽萬貞。

141 御触写 状一通（一部欠）

以下の御触を巻紙に写す。

(1) 御触

天保一二年五月八日。暉姫様御逝去につ

き、来る一二日より一五日まで鳴物停止の

旨。

(2) 御触

天保一二年五月一九日。寺社奉行見習に

阿部伊勢守を任ずる旨。阿部伊勢守は備後

〔福山藩主の阿部正弘（一八五七没）。

(3) 御触

天保一一年五月二三日。万鈔姫様御逝去に付き、御機嫌伺に及ばず、普請鳴物も御構い無しとのこと。『幕末御触書集成』九八五に所収。

(4) 御触

天保一一年五月二五日。奥州道中白川宿、困窮に付き人馬賃銭割増のこと。これまで五年にわたり一割五分増であった上に三割増とし、都合五年四割五分増とする奥書有り。『幕末御触書集成』三二七三に所収。

(5) 御触

天保一一年八月二一日。一朱金については、昨年一〇月の御触の通り本年一〇月より通用停止となるので、早々に引替えすることを求める旨。『幕末御触書集成』四〇九六に所収。

(6) 御触

天保一一年八月。新田畑について、御料・私領に限らず川通りの寄洲を新開する際には、葭、真弧等を植えることをせし、刈り払うべきこと。『幕末御触書集

成』四四九六に所収。

(7) 御触

天保一一年八月。昨年より触出したる東海道筋大井川、天龍川、安倍川、富士川、相模川並びに信州千曲川、犀川通、及び関東筋、利根川・江戸川・小見川・鬼怒川・荒川・烏川・神流川、下野国稻荷川・大谷川・竹鼻川・渡良瀬川、越後国保倉川・関川・阿賀野川・魚野川・飯田川・信濃川通の河川の国役普請につき、一〇〇石に付き銀二九匁九分ずつ掛かることを記し、幕府領・私領・寺社領の石高に応じた国役金を村々より徴収する旨。当年一〇月までに御代官野田斧吉、井上五郎左衛門方へ案文承け合わせ、同一一月晦日までに納むべき旨。また寺社領については別紙帳面に相認め御勘定所へ差出すべきこと。ただし末尾に別紙案文については寺院に必要なく省略する旨の朱書き有り。

(8) 御触

天保一一年九月。伯耆守卒去に付き、一九日より三日間鳴物を停止する旨。普請については苦しからずとのこと。伯耆守とは、丹後宮津藩主で老中の松平宗発（一八

四〇没）。

(9) 御触

天保一一年四月一四日。古文字金の引替えにあたり、金一〇〇両に付き二〇両を持ち主へ渡すべき御触にしたがい、引替所においても同様に厳守する旨。『幕末御触書集成』四〇九五に所収。

(10) 関三利達書

天保一一年一〇月。関三利より当寺宛。右御触を支配下寺院に残らず相触れるべき旨。

142 「配下諸寺院人別改証文」 右綴一冊

以下の資料を合綴する。汚損による破損部が多く、判読不明な箇所がある。

(1) 配下諸寺院人別改証文 一冊

文化一三年（一八一六）六月 関御三箇寺御役寮中宛

当寺及び陽山寺、龍雲寺の寺内及び門前百姓の人数を記す。

(2) 配下諸寺院人別改証文 一冊

文化七年（一八一〇）六月 関御三箇寺御役寮中宛

当寺及び陽山寺、龍雲寺の寺内及び門前百姓の人数を記す。末尾に年月日を空欄に

した雛型を綴じる。

(3) 能本山焼失ニ付再建勸化控覧 一冊

文化九年(一八二二)五月一日 禅林寺

御役寮中宛

当寺末六箇寺の勸化金の明細を記す。

(4) 寺内人別御改帳 一冊

天保一一年一〇月 龍雲寺より禅林寺御

役寮中宛

当寺末龍雲寺(にかほ市平沢字上町)の
住持、同寺衆寮、下男、門前百姓を列記す
る。

(5) 寺内人別御改帳 一冊

天保一一年一〇月 雲昌寺より禅林寺御

役寮中宛

当寺末陽山寺の末寺の雲昌寺(にかほ市
象潟町小砂川字砂畑)の住持、同寺衆寮、
下男、門前百姓を列記する。

143 奉誤証文一札之事 状一通

天保一二年(一八四二)正月九日、誤人

雲昌寺大恵外一カ寺より禅林寺御役寮宛。結
制送行一五日のところ、一四日に心得違した
ことへの詫状。大恵は雲昌寺一九世大恵出海
(一八六一寂)。

144 奉願上一札之事 状一通

天保一二年三月より、龍雲寺外二名より禅
林寺御役寮宛。当寺末の龍雲寺より、来る五
月初旬の授戒会興行を願う旨。

145 「御触写」 状一通(前欠)

以下の御触を巻紙に写す。

(1) 御触(前欠)

天保一一年一二月七日。諸国酒造につい
て、五年前の御触により三分二に減石する
ところ、米穀潤沢により半高減の酒造とす
る旨。『幕末御触書集成』四三八三に所
収。

(2) 御触

天保一一年一二月二四日。仙洞(光格天
皇)崩御により、今日より五日間、普請・
鳴物停止のこと。『幕末御触書集成』七七
に所収。

(3) 御触

天保一一年一二月二六日。古金銀引替え
にあたっての手当を古金銀に応じて渡すべ
きこと。『幕末御触書集成』四一〇一に所
収。

(4) 御触

天保一一年一二月。中納言に任じられた
ことにともない、今後は清水殿或は清水中

納言殿と称すること。清水中納言について
は未詳。『幕末御触書集成』五二七に所
収。

(5) 御触

天保一一年一二月二六日。中山道洗馬
宿、本山宿、困窮に付き、人馬賃銭割増の
旨。これまで五年にわたり一割五分増で
あった処、三割増として都合四割五分増と
する奥書有り。『幕末御触書集成』三二七
六に所収。

(6) 御触

天保一二年(一八四二)閏正月一四日。
近年会津蠟の出力少なく抜蠟がみられるこ
とから、会津隣国において抜蠟の買い受け
を禁ずる旨。『幕末御触書集成』四二五〇
に所収。

(7) 御触

天保一二年閏正月晦日。大御所様薨去に
より今日より普請鳴物停止のこと。大御所
様は將軍徳川家斉。

(8) 御触

天保一二年二月一五日。前項の大御所様
(徳川家斉)薨去による普請停止を来る二
〇日にて免ずる旨。



〈文書〉 146 関三利書状（首部）

- (9) 御触
 天保一二年二月。大御所様（徳川家斉）を廣大院様と称すること。
- (10) 御触
 天保一二年二月二十四日。中務大輔様卒去のこと。中務大輔は、老中の脇坂安重。
- (11) 御触
 天保一二年三月。大御所様（徳川家斉）薨去による鳴物停止を来る二日にて差し免ずる旨。
- (12) 御触
 天保一二年三月。大御所様御院号を文恭院様と称すべきこと。
- (13) 関三利達書
 天保一二年四月、関三利より当寺宛。右公儀御触を支配下寺院へ残らず相触れるべき旨。
- 146 関三利書状 状一通（後欠）
 丑年（天保一二年）三月。山城興聖寺の開祖六百回大遠忌が、一二年後に当たることから先規にしたがい、諸寺院へ香資勸化を願う旨、支配下寺院に勧諭する告達。関三利鑑司からの副達として、勸化の手続きなどを記す。『宇治興聖寺文書』二の四六〇〜四六二



同上（尾部）

頁所収。

147 『御触写』 状一通(前欠)

以下の御触を巻紙に写す。

(1) 御触(前欠)

天保一二年八月。昨年より触出したる東海道筋大井川、天龍川、安倍川、富士川、相模川並びに信州千曲川、犀川通、及び関東筋、利根川・江戸川・小見川・鬼怒川・荒川・烏川・神流川、下野国稻荷川・大谷川・竹鼻川・渡良瀬川、越後国保倉川・関川・阿賀野川・魚野川・飯田川・信濃川通の河川の国役普請につき、一〇〇石に付き銀二九匁九分ずつ掛かることを記し、幕府領・私領・寺社領の石高に応じた国役金を村々より徴収する旨。当年一〇月までに御代官野田斧吉、井上五郎左衛門方へ案文承け合わせ、同一一月晦日までに納むべき旨。また寺社領については別紙帳面に相認め御勘定所へ差出すべきこと。ただし末尾に別紙案文については寺院に必要なく省略する旨の朱書き有り。『幕末御触書集成』四五〇〇に所収。

(2) 御触

天保一二年九月。諸国酒造について、昨

年来穀潤沢により半高減の酒造としていたところ、本年は諸国豊熟により三分一減として三分二酒造とすること。ただし隠蔵および過蔵については厳しく取り締まるべき旨。『幕末御触書集成』四三八五に所収。

(3) 御触

天保一二年一〇月。右大將様、来月一日に西丸に御移任のこと。右大將様は徳川家祥(家定)。

(4) 御触

天保一二年一〇月一九日。円台院宮様薨去に付き、公方様御母方御祖母、定式により来る二八日迄御忌服のこと。広大院様には今日より五〇日一三月御忌服のこと。円台院宮は、有栖川宮職仁親王の娘(桜町天皇の猶子)の泰宮薫子女王(一八四一没)で近衛経熙(一七九九没)の正室。広大院は薩摩藩主・島津重豪の娘で徳川家斉の御台所寔子(一八四四没)。円台院宮は広大院の養母にあたる。『幕末御触書集成』一〇七七(二)に所収。

(5) 御触

天保一二年一〇月二四日。広大院様御弟の松平溪山卒去に付き、今日より来月三日

まで御忌のこと。松平溪山は、薩摩藩主の島津斉宣(一八四一没)。『幕末御触書集成』一〇八一に所収。

(6) 関三利達書

天保一二年一〇月、関三利より当寺宛。右公儀御触を支配下寺院へ残らず相触れるべき旨。

148 差上申老札之事 状一通

天保一三年(一八四二)三月二九日、萬照寺大眞より禅林寺御役寮宛。昨年九月二七日結制の折の御録山方丈に対する託状。大眞は、当寺末寺のにかほ市象潟町川袋字滝ノ下の萬照寺一六世實英大眞(一八六一寂)。

149 大中寺鑑司達 状一通

寅年(天保一三年)五月、羽州仁賀保禅林寺宛。結制興行について、一カ寺に一會ずつとし、再会・再々会を年限未滿で興行することを禁ずる旨。再啓・内啓有り、内啓中の「去丑閏正月」の記載より年代比定。

150 大中寺鑑司達 状一通

寅年(天保一三年カ)六月、羽州仁賀保禅林寺宛。昨年まで支配下寺院に着き結制停止のところ、御吟味を以て本年より結制興行を認める旨。包書有り。

151 〔御触写〕 状一通（前欠）

以下の御触を巻紙に写す。

(1) 御触

天保一三年四月。季節に至らない内に野菜を売買することを禁じていたところ、近來初物を好むことが増長し、きゅうり、茄子、いんげん、ささげ類などを、雨障子をかかけたり室内に炭火を用いて時候外れに高値にて売り出していることから、これを禁ずる旨。『幕末御触書集成』四〇二七に所収。

(2) 御触

天保一三年五月。鴻巣勝願寺の御神殿、御仏殿大破に付き、御府内武家万石以上、以下家中、寺社、在町および三河、遠江、信濃、武蔵、上総、下総、上野、下野、陸奥、出羽の一〇カ国に対し、来年まで勅化御免となることから、多少によらず寄進すべきこと。勝願寺は埼玉県鴻巣市本町にある浄土宗の十八檀林の一。徳川家康より寺領三〇石が寄進され、以来徳川家と深い関わりを有つ。『幕末御触書集成』一五四二に所収。

(3) 御触

天保一三年五月二五日。酒井若狭守、寺社奉行に仰せつけらるること。酒井若狭守は若狭小浜藩主の酒井若狭守（忠義、一八七三没）

(4) 御触

天保一三年六月。陸奥出羽筋に偽金銀を拵えて売捌く者がいることから、国々も厳しく穿鑿し油断無きこと。『幕末御触書集成』四一〇（二）に所収。

(5) 御触

天保一三年六月。前項と同じ偽金銀を拵え売捌く者について厳しく召し捕り、万石以上は江戸の御仕置に準じて自ら仕置きし、万石以下は申立ての上最寄りの代官に引き渡す旨。『幕末御触書集成』四一一〇（一）に所収。

(6) 御触

天保一三年六月。天保丁銀の兩替にあたり、無銘の包銀の通用を禁ずる旨。『幕末御触書集成』四一〇九に所収。

(7) 御触

天保一三年六月。新板書物において、異教・妄説などを取交ぜ、時の風俗や人の批判などを記した好色画本を堅く禁ずる。具

体的には人の家筋や先祖の違いを書いてあらわすこと、作者や板元の実名を奥書にとわること、徳川家康（権現様）の名は問題ないが、身の上や物語は除くことなどを具体的に列記する。また何れの著述も板行するときは町年寄・奉行所へ相達し差図を受け、彫刻が出来上がれば一部を奉行所へ差し出すべきことを記す。『幕末御触書集成』四七一〇に所収。

(8) 御触

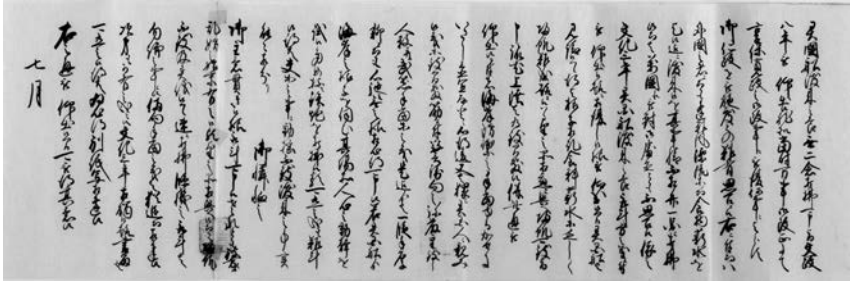
天保一三年七月。国々城下、社地で芝居狂言を催すことを風俗を乱すものとして取り締まる旨。『幕末御触書集成』四七五五に所収。

(9) 御触

天保一三年七月。金一〇両以上する石灯籠、手水鉢、階段、庭石などを売買すること、新奇なる高額の瀬戸物類や金三兩以上の高値の鉢植物を売買することを禁ずる旨。『幕末御触書集成』四〇三三に所収。

(10) 御触

天保一三年（七月）。姫君様御誕生につき、表向には披露されないが、名を若姫様と称する旨。御祝儀に及ばずとする内容。



〈文書〉 151 (12) 御触

若姫は將軍徳川家慶の一一女。

(11) 御触

天保一三年七月。異国船渡来にあつたての対処について、文政八年(一八二五)の折には二念無く打ち払うべきとしていたが、漂流して食物や薪水を乞うために渡来した場合は文化三年(一八〇六)の御触に復して望みの品を相応に与え帰帆すべきこと。ただし上陸を許したり異国人に親しんだりすることは禁じ、警衛を嚴重にすべきことなどを記す。末尾に文化三年正月のおろしや船が長崎へ渡来した折の御触を書留めている。『幕末御触書集成』六〇三三に所収。

(12) 御触

天保一三年八月。異国船渡来に対する警衛をこれまでより一段と嚴重にするため、海岸防御のために増員する人数、用意すべき鉄砲・石火矢の数を委細書き出し、これまで手薄であつた所を有り体に申すべきこと。異国船が漂着していたり、または沖合で発見した折は書面にて報告すること。海岸の浅深、船着き場から城下陣屋までの里数も差し出すべきこと。『幕末御触書集

成』五一九一に所収。

(13) 御触

天保一三年八月。文政期以降、金銀改鋳して古金銀を引き替えるべきところ、その品位宜しきを以て宝として隠し置いていることを心得違ひとし、御触に応じ引き替えを求むる旨。『幕末御触書集成』四一一三に所収。

(14) 御触

天保一三年八月。諸寺院等が大奥へ直願伺することがみられることから、寛政六年(一七九四)の相達の通り、寺社奉行に申し上げるべきこと。ただし大奥との交通はこれまで通りとのこと。

(15) 御触

天保一三年八月。昨年より触出したる東海道筋大井川、天龍川、安倍川、富士川、相模川並びに信州千曲川、犀川通の国役普請につき、一〇〇石に付き銀二九匁九分ずつ掛かることを記し、及び関東筋、利根川・江戸川・小見川・鬼怒川・荒川・烏川・神流川には銀二九匁三分ずつ、下野国稲荷川・大谷川・竹鼻川・渡良瀬川には銀二八匁八分ずつ、越後国保倉川・関川・阿

賀野川・魚野川・飯田川・信濃川通には銀二九匁ずつ掛かることを記し、幕府領・私領・寺社領の石高に応じた国役金を村々より徴収する旨。当年一〇月までに御代官野田斧吉、井上五郎左衛門方へ案文承け合わせ、同一月晦日までに納むべき旨。また寺社領については別紙帳面に相認め御勘定所へ差出すべきこと。ただし末尾に別紙案文については寺院に必要なく省略する旨の朱書き有り。

(16) 御触

天保一三年九月。百姓近来身分不相応の品着用し無益の費多いことから、質素に農業耕作に専ら励むべきこと。奉公人少なく高給となり余業に走り本末を失っていることから、一途に農業に精を出し田畑を離れないこと。勘当、久離、帳外などの不実の者が無いよう取り計るべきことを詳しく記す。『幕末御触書集成』四四〇八に所収。

(17) 御触

天保一三年九月。世上金銀貸借利足を一割半のところ金二五兩に付き一分の利足に下げたので、諸国高利金にて貸し出すことを禁じ、節義に欠ける取り計らいには厳咎

申しつけるの旨。『幕末御触書集成』四九五三に所収。

(18) 御触

天保一三年九月。文政の文字金銀(草字二分判、二朱銀、一朱銀など)通用停止のところ遠国への旅人が持参し払方差し支えもあることから、通用停止の金銀は触れ置いた引替所に引替えすべきとして江戸、京、大坂の金銀引替所を列記する。『幕末御触書集成』四一一五に所収。

(19) 御触

天保一三年一〇月。文政八年に定めた異国船渡来の節の対処について改め、諸国の廻船、漁船などの乗筋を考え、できるだけ異国の船に出会わぬように心掛けるとともに異国船より近づき品物などを与えるなどがあれば、着岸の折に役人に詳しく届け出るべき旨。また異国人に親しんだり、そのことを隠したりすれば厳科に処すべきこと。『幕末御触書集成』六〇三四に所収。

(20) 御触

天保一三年一〇月。寛政曆に差錯有るにより、このたび改曆し新曆号を天保壬寅元曆とする旨。『幕末御触書集成』四七一五

に所収。

(21) 関三利達書

天保一四年(一八四三)二月、禅林寺宛。右公儀御触を支配下寺院へ残らず相触れるべき旨。副達として大中寺昌隆和尚遷化に付き後席として、去寅二月より大圓寺臥雲和尚と江府より蒙ったとある。

(以上資料解題 委員 松田陽志)

本誌掲載資料の閲覧等について

本誌および、『曹洞宗文化財調査目録解題集』に公表された資料の閲覧ならびに複製を希望する場合には、お問い合わせの上、所定の書式によって申請してください。

○お問い合わせ先

〒一五四一八五二五

東京都世田谷区駒沢一―二三一―

駒澤大学内

曹洞宗文化財調査委員会事務局宛

電話・FAX 〇三一六四三二―一五一―